



特定登録調査機関 補足資料

貴社整理番号:	NNNNNN
弊社整理番号:	特定調-XXXXX
出願番号:	特願2021-XXXXXX
調査報告番号:	2021XXXXXXXXXXXXXX

調査結果について補足でコメントいたします。

[新規性について]

請求項 1、2 に係るすべての構成は、X 文献として提示した提示文献 1 に開示があります。

従属請求項 4、5 に係る構成について、各構成を備えた文献が抽出されました。

従属請求項 3 について、当該構成を備える文献は抽出されませんでした。

[進歩性について]

請求項 3 について、検索範囲内からは、・・・・・・・・・・。

請求項 4、5 について、参考文献 A、B、提示文献 2、3 に記載があり、周知技術であると判断される可能性もあります。

[請求項 1、2 について]

請求項 1 では、〇〇、△△と記載されています。

提示文献 1 との差異を出すためには、〇〇を限定する必要がありそうです。

その場合には、〇〇する技術（提示文献 4～6）が Y 2 文献（副引例）の候補となります。

備考

調査結果を踏まえると、以下の対応があります。

1. 請求項 1 に請求項 3 の「〇〇・・・」を追加することで限定する案があります。
2. 請求項 1 に、段落【XXXX】や図 X の「〇〇・・・」を追加することで限定する案があります。
3. 本件は、出願から 1 年以内で、未公開であるので、優先権主張をして、「〇〇・・・」のような実施例を追加する案があります。
4. 本件は、出願から 1 年以内で、未公開であるので、出願の取下げを行って、新出願をする案があります。



特定登録調査機関 補足資料

本願との対比

クレームNo	文献 No	カテゴリー	関連する箇所	本願発明との対比、相違点及び発見できなかった構成について						
				CL1			CL2	CL3	CL4	CL5
				A	B	C	D	E	F	G
1,2 4,5 3	1	X Y1 A	【XXXX】～ 【XXXX】 図X、図X	○	○	○	○	△	△	△
4,5	2	Y2	【XXXX】～ 【XXXX】 図X、図X						○	○
4,5	3	Y3	【XXXX】～ 【XXXX】 図X、図X						○	○
1	4	A	【XXXX】～ 【XXXX】 図X、図X	○	△	○				
3	5	A	【XXXX】～ 【XXXX】 図X、図X	○	△					
1	6	A	【XXXX】～ 【XXXX】 図X、図X	△	△	○				
3	7	A	【XXXX】～ 【XXXX】 図X、図X					△		
3	8	A	【XXXX】～ 【XXXX】 図X、図X					△		

※カテゴリーの基準

X: 当該文献のみで本願の請求項に係る発明の新規性又は進歩性を否定することが可能な文献

Y: 他の文献と組み合わせることにより進歩性を否定することが可能な文献

A: 一般的技術水準を示す文献

E: 本願の出願日より前の出願であるが、本願出願後に公報が発行された文献

なお、本願が優先権主張を伴う場合は、請求項ごとに優先日について考慮する。

(本願の出願日よりも前の出願であって、本願の出願後に公報が発行された発明者及び出願人が完全同一でない文献に、本願の請求項に係る発明特定事項が実質的にすべて記載されていればE Xと表示する。：特許法第29条の2に該当する発明

また、出願人が完全同一の場合でも、本願の出願日よりも前又は同日の出願であって、その出願の請求項に係る発明と本願の請求項に係る発明が実質的に同一のときはE Xと表示する。：特許法第39条に該当する発明

なお、これらの場合において、双方の発明特定事項が実質的に同じとはいえない文献はE Aと表示する。)